

## 厚生労働大臣が定める揭示事項

### 【保険医療機関であることの揭示】

健康保険法をはじめとする医療保険各法の規定により厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関です。

### 【明細書発行体制加算】

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

### 【医療情報取得加算】

マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

### 【医療 DX 推進体制整備加算】

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しております。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

### 【一般名処方加算】

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

### 【後発医薬品使用体制加算】

後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。医薬品の供給が不足した場合には、投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者様にご説明いたします。

### 【生活習慣病管理料】

「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病の患者様は厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなっています。患者様には、個人に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」を作成し署名をいただく必要があります。

### 【入院期間が180日を超える患者さんについて】

一般病棟において入院期間が180日を超える患者さんについては入院基本料の15%が選定療養の対象となり、1日あたり2,717円（税込）を別途負担して頂きます。

### 【入院個室の設備・利用料金について】

1床（3階301号）：トイレ、洗面台、テレビ、エアコン、冷蔵庫、ロッカー  
12,100円（税込）／1日につき